

# 学生相談室規程

(平成 28 年 8 月 2 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 18 年 7 月 3 日  
大学規程第 5 号

(設置)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）に大阪河崎リハビリテーション大学学生相談室（以下「学生相談室」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 学生相談室は、本学学生が学生生活を心身共に健康で充実したものとするために、個人的諸問題について相談に応じ、助言及び援助を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 学生相談室は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 修学，健康，その他学生の個人的問題に関する相談
- (2) 精神衛生上必要な助言及び援助
- (3) 相談業務に係わる研究活動
- (4) 相談業務に必要な資料の収集及び保存
- (5) その他学生相談に必要な事項

(学生相談室長及び室員)

第 4 条 学生相談室は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長 1 名
  - (2) 副室長 1 名
  - (3) 相談員 各専攻から男女 1 名
  - (4) 学務係担当者 1 名
- 2 室長は、学長が任命し、学生相談室の管理運営を統括する。
- 3 副室長は、学長が任命し、室長を補佐する。  
室長に事故又は支障があるときは、副室長がその職務を代行する。
- 4 相談室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (1) 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充しなければならない。但し、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 相談室の運営については、学生相談室運営委員会（以下「委員会」という。）において行う。委員会の組織は第4条に掲げる委員を充て、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には室長を、副委員長には副室長をもって充てる。
- 3 委員長は会議を招集し、議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の厳守)

第6条 相談室の業務を処理するに当たっては、個人の秘密が厳守されなければならない。

(事務)

第7条 相談室及び委員会の事務は、学務係において行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会に諮り、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年7月3日から施行する。

附 則（平成22年2月2日大学規程第6号）

この規程は、平成22年2月2日から施行する。

附 則（平成27年3月24日大学規程第33号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月2日大学規程第21号）

この規程は、平成28年8月2日から施行する。